

「平成 25 年度特許等取得活用支援事業」

知財総合支援窓口 〈パテント・エントランス福岡〉

「知財専門家等派遣事業」 のご案内

無料

中小企業の皆様の知財に係る諸課題の解決を支援するため、
知財専門家等を派遣し、助言・指導を行います。

派遣する知財専門家等は、課題の内容に応じて弁理士、
弁護士、中小企業診断士、技術士等の中から、お申し込みいただいた皆様のご意向を伺っ
て選定します。

派遣回数は 1 企業 1 案件につき 5 回を上限とし、企業のご負担はありません。

お気軽に最寄りの知財総合支援窓口にご相談ください。

【専門家派遣対象企業】

専門家派遣対象企業は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 福岡県内に事業所を有すること
- (2) 中小企業支援法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が 2 / 3 以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）であること
- (3) 外国を含め、特許等を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること
- (4) 支援の効果が期待できること
- (5) 独自の技術基盤を持ち合わせていること

【支援対象例】

- 新たな研究開発における既存公知技術の調査
- パテントマップの作成
- 特許技術の移転、ライセンス契約の締結
- 模倣品対策、侵害訴訟対策
- 知的財産権を活用した事業計画や知財戦略の策定
- 知財に係る社内規定の整備 など

【お申込窓口】

◆ 財団法人 福岡県中小企業振興センター 知財総合支援窓口
福岡市博多区吉塚本町 9-15 福岡県中小企業振興センタービル 6F

☎ 092-622-0035

◆ 公益財団法人 北九州産業学術推進機構 知財総合支援窓口
北九州市戸畑区中原新町 2-1 北九州テクノセンタービル 2F

☎ 093-873-1432

◆ 株式会社 久留米ビジネスプラザ 知財総合支援窓口
久留米市宮ノ陣 4-29-11 久留米ビジネスプラザ内

☎ 0942-31-3104